試作室クリーンルームの利用について

2017．11．01

東京大学大学院理学系研究科試作室・クリーンルーム
理学系附属生物普遍性研究機構

１．利用規約

（１） 試作室クリーンルーム付帯設備や関連機器の操作、並びに試料作製は、原則として利用者が自ら行うものとする。

（２） クリーンルームを利用する時は､使用する機器毎の操作技術指導を必ず受けること。

（３）所定の様式で入室カードの申請を行うとともに､経費支払責任者を明確にすること。登録の有効期限は年度末までとし、年度毎に再登録を行う。

（３） 機器の取扱いが悪い場合や職員の指導に従わない場合､登録を抹消することがある。

（４） 使用予約については、原則として 2 週間先までの予約とする。

（５） 予約を取り消す時は、できるだけ事前に行うこと。

（６） 消耗品の使用後は、定められたフォーマットの台帳に使用量、氏名および経費支払い責任者を記入すること。

（８） 利用料金については適宜、経費支払責任者に通知する。その料金は支払い責任者の予算から生物普遍性研究機構へ振り替えることとする。

（９）持ち込んだ試料・試薬等は、必ず持ち帰ること。